

理 念

社会福祉法人 檜の里

社会福祉法人檜の里は、自閉症や知的障害のある人たちが豊かな人生を生き抜くよう支援することをめざし、以下の4つの理念を掲げる。

1. 自主的生活

成人となった人たちを単に保護するのではなく、彼らなりに社会の一員として自主自立をめざすこと

2. 地域との連携

地域との連携を深め、利用者が地域社会に住む人間として、生産的で生きがいのある生活を保つこと

3. 労働(仕事)を通じて

上記した1、2のためには、労働の喜びや辛さ、達成感を味わい、地域の人だちとのかかわりの中で叱られたり褒められたりする体験を通じて、現実的な思考や行動を身につけていくことを最終目標とすること

4. 障害特性への配慮

利用者個々の障害特性に配慮された支援プログラムの工夫を怠らないこと

以上

基本方針

社会福祉法人 檜の里

社会福祉法人檜の里は、以下の(1)から(6)のサービス機能が連携して総合的な支援に取り組む「自閉症総合援助センター」を組織し、これらを一体的に運用する。

この「自閉症総合援助センター」を「自閉症総合援助センターあさけ学園」と称する。

- (1) あさけ学園(生活介護・施設入所支援:定員40名)
それぞれユニット化した十数名の小集団の居住環境を最大限に活用し、24時間を通じた個別的生活支援プログラムに取り組む。
- (2) ワークセンターひのき(生活介護:定員40名)
あさけ学園の日中活動部門と協同した労働・生産活動を軸とし、さらにそれ以外の創作的な活動や社会的な支援を組み込んでいく。
- (3) あさけホーム(共同生活援22名)
日中活動事業所(ワークセンターひのき)と連携し、一般企業に従事する者への就労支援を含めた、個別ニーズに対応可能な地域生活支援プログラム(Total Life Care)を展開する。
- (4) ショートステイ(短期入所:定員4名)
地域で暮らす人たちが安定した生活を送るため、円滑な受け入れをはかる。
- (5) 三重県自閉症・発達障害支援センターあさけ
専門的な相談機関として地域の関係機関の後方支援や研修事業を行なうとともに、発達障害者地域支援マネージャーの有効な運用を進める。さらに、短期入所等の施設機能を活用することが有効な人たちについて、「自閉症総合援助センターあさけ学園」の関係部署と連携して取り組む。
- (6) あさけ診療所(児童精神科・心療内科)
発達障害を中心とした児童青年期の精神科及び心療内科の外来診療をはじめ、利用者の精神科医療を担当するとともに、健康や安全面についての管理及び指導を行なう。

以上

倫理綱領・行動指針

自閉症総合援助センターあさけ学園

(目的)

この綱領は、「自閉症総合援助センターあさけ学園」でサービスを受ける利用者の尊厳が守られ、そこに従事する全職員が個々の利用者の特性やニーズに即して日々の生活や活動等を適切に支援し、もって利用者の権利擁護が推進されることを目的としている。

1. 個人の主体性の尊重

利用者の個人としての尊厳を大切にし、本人の意思や特性、可能性、ライフステージに応じた支援を行なう。

[行動指針]

- (1) 利用者の入退所や異動にあたっては、本人が今後の目標へ積極的に取り組めるよう、本人・家族に十分な説明を行なう。
- (2) 利用者一人ひとりに適切な支援を行なうための個別支援計画を作成する。また、その実施にあたっては、本人・家族への説明を行ない、同意を得る。
- (3) 施設運営やサービス内容等に関する利用者・家族の意見や要望等を聞く機会を定期的に設け、意見が反映されるように努める。
- (4) 行事やレクリエーション等の企画段階から利用者に伝え、事前に協議し、利用者が参加できるように努める。
- (5) ひとりの大人として尊重し、暦年齢、個人的な好みや嗜好に応じた活動を提供する。
- (6) 利用者が意思決定や自己選択できる機会を増やし、自己実現に向けた支援を行なう。

2. 人権の擁護 一人格の尊重と対等な立場での支援

利用者に対して、障害があることによる差別や虐待、人権侵害を許さず、人としての権利を擁護する。

[行動指針]

- (1) 職員は、利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ち、常に利用者に対等な立場で接するとともに、必要な支援を求められたときは誠実に対応する。
- (2) 利用者職員は、年齢にふさわしい呼称で呼び合うように努める。
- (3) 利用者が理解しやすい言葉や表現手段を使うように努める。
- (4) 利用者が自由に意見や苦情を申し出ることができるよう、常にコミュニケーション関係を維持するとともに、別途定める「福祉サービスに関する苦情解決の取扱い要綱」を遵守し、本人・家族の声に対して適切な説明を行なう。
- (5) 差別の禁止
 - ① 利用者を性別、年齢、宗教、家庭の状況、能力、障害の程度など、あらゆる理由で差別しない。
 - ② 利用者に対して、偏見や先入観をもって接することはしない。
- (6) 体罰、虐待の禁止
 - ① 体罰、虐待(別途定める「虐待防止マニュアル」で禁止された行為)は容認しない。
 - ② 自傷や他害行為等の危険回避のために緊急やむを得ない場合(別途定める「身体拘束マニュアル」に準拠し、慎重かつ一時的に行なう)を除き、身体拘束はしない。なお、こうした行動上の制限については、福祉サービス利用契約、重要事項説明書、個別支援計画に明記し、本人・家族への説明を行ない、同意を得る。

3. プライバシーの保護

利用者のプライバシーを守り、侵害しない。

[行動指針]

- (1) 職務上知りえた利用者個人に関する情報は他に漏らさない。
- (2) 本人・家族の了解なしに所持品の確認を行なわない。
- (3) 本人・家族の了解なしに、本人の写真や名前、作品等を掲示したり、展示公開しない。また、本人・家族に了解を強制しない。
- (4) 他の機関への情報提供がたとえ本人の利益のためであっても、本人・家族の了解なしに行なわない。ただし、本人の生命、身体または財産の保護のために必要で、本人の同意を得る

ことが困難な場合等はこの限りではない。

(5) 個人情報に触れる内容の話を利用者の前でしない。

4. 社会参加の促進

利用者の特性などに配慮し、社会を構成する一員として社会参加の機会を広げるとともに、地域の人たちの理解が得られるよう努める。

[行動指針]

- (1) 利用者が地域資源の利用や催し物に参加するなど、地域社会とのつながりをもてるよう支援する。
- (2) 利用者の活動に応じて、外部の支援者やボランティア等を活用する。
- (3) 施設内の活動にとどまらず、積極的に外出の機会を設ける。

5. 専門性の向上と倫理の確立

利用者への最良の支援をめざし、サービスの質の向上と倫理の確立に向けて、常に自己研鑽を重ねる。

[行動指針]

- (1) 利用者の生命、身体、財産の安全への配慮は、最も基本的かつ不可欠となる。
- (2) 利用者に対する支援は、職員間の統一した考えのもとに行なう。
- (3) 職員は、相互に啓発しあい、倫理の確立、サービスの質や専門性の向上をめざして積極的に研修に参加するなど、自己研鑽に努める。
- (4) 職員は、利用者の支援にあたり、常に最良の支援手法をめざす工夫を怠らない。

(附 記)

常に、支援が一方向的になっていないかを利用者の立場から自己点検を行なう。また、他者からの意見や批判等については謙虚に受け止めるとともに、この倫理綱領に反する行為は職員相互にこれを見過ごさず、改善のための努力を惜しまない。